

令和8年6月10日

ご家族各位

社会福祉法人 瓔珞会
統括施設長 佐々木 新

社会福祉法人等利用者負担軽減確認証の更新について

初夏の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、施設の利用料金の減免を確定させる『社会福祉法人等利用者負担軽減確認証』が**令和8年7月31日**で有効期間満了となる為、**該当者は更新申請が必要です。**

例年通り、当施設で代行申請することが可能です。

施設での代行申請を希望される方は、減免の対象となるか、以下【表1】を確認のうえ、必要書類等を持参して**6月17日（水）まで**にお越してください。

事務所窓口も混雑が予想されますので、事前に来所日時をお知らせください。

尚、更新申請には、署名、捺印、必要書類として預金通帳の写し等、プライベートな書類を添付する必要があるため、施設職員に中身を確認されることに抵抗がある方につきましては、石狩市高齢者支援課へ更新申請をお願いいたします。

ご家族様が申請する（既に申請を済ませた）場合、その旨を6月29日（月）までに当施設までお知らせください。

【表1】社会福祉法人等利用者負担軽減の対象要件（全て満たしている必要がある）

◎世帯の収入が単身世帯で150万円（世帯員が1人増える毎50万円加算）以下
◎世帯の預貯金等の額が単身世帯で350万円（世帯員が1人増える毎100万円加算）以下
◎自宅などの日常生活に必要な資産以外に資産がない
◎課税世帯に扶養されていない
◎介護保険料を滞納していない

【必要書類等】

◎ご本人の印鑑（同一世帯の方がいる場合は、同一世帯員の印鑑もご持参ください）
◎ご本人名義の預貯金通帳（表紙、申請日より過去1年間の収入、直近の記帳を済ませてからご持参ください）
◎日本年金機構より送られている『年金支払通知書』等
◎ご本人のほか、同一世帯の世帯員も同様に、預貯金通帳の写しや年金支払通知、源泉徴収票等の写しが必要となります。

※石狩市の提出期限が迫っております。期日を過ぎる可能性のある方は事前にお知らせください。ご不明な点がございましたら、下記担当までお気軽にお問い合わせください。

石狩市花畔 360 番地 26
社会福祉法人 瓔珞会
特別養護老人ホーム ばんなぐろ
TEL : 0133-76-1133 FAX : 0133-76-1134
担当 : 猪俣・佐藤瞳・森